

所は、申請書の紛失に係る事故対応等を適正に行われたい。

部は、申請書の紛失に係る事故対応等について、所を適正に指導されたい。

(水道局)

(注) このうちCについては、所内の検索により令和7年2月13日に発見している。

(水道局)

(表7) 安全管理基準における事故対応の定め

第6 管理体制・個人情報管理責任者の役割

個人情報管理責任者は、以下の安全管理の基準に基づき、保有個人情報の保護について

厳重、適正な管理を行う。

(事故対応)

(5) 職員は、保有個人情報を記録した公文書の盗難、紛失若しくは不適正な持ち出し（中略）若しくはその他保有個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生した場合又は発生のおそれがある事象を把握した場合には、直ちに個人情報管理責任者（課等の長であり、本件の場合は総務営業所長）に報告する。

(6) 個人情報管理責任者は、前項の報告を受けたときは、直ちに事実関係を調査した上で、部（所）及び局における個人情報保護責任者（部等の長であり、本件の場合は北支所長）及びサービス推進部サービス推進課長に報告するとともに、事故の対象となった保有個人情報の本人への対応及び事案の公表等の被害の拡大を防止するための適切な措置を講じる。

(7) 略

(8) 個人情報管理責任者は、第6(6)の措置を講じた後、速やかに事故の原因を調査して再発防止対策を講じるとともに、必要に応じて、これらの内容について部（所）及び局における個人情報保護責任者に報告する。なお、事案の内容、影響等に応じて、その後の経過及び再発防止策等を公表する。

(表8) 申請書の紛失・作成の状況について

事業者名	減免適用 年月日	紛失 年月日	事業者に よる再度の作成	備考
A	平成8.7.9	不明	なし	
B	平成21.11.1	不明	なし	
C	平成28.3.16	不明	なし	令和7.2.13登記
D	令和3.4.21	不明	なし	

下水道局

1 重点監査事項 「区部下水管路施設における安全・安心対策について」

【選定理由】
局は、「経営計画2021」において、維持管理の充実を掲げ、下水管路を適切に維持管理し、将来にわたる安定的な流下機能の確保と下水管に起因した事故防止に取り組むとしている。また、主な取組として、計画的点検・調査の実施、清掃、補修による流下機能の確保と事故防止対策の強化を掲げている。

下水管路施設の維持管理が適切に行われない場合、取付管の破損などに起因する道路陥没やマンホール蓋の墜落による滑り事故などの危険があり、こうした危険を未然に防ぐことは、都民の安全を守り、安心で快適な生活を支える上で重要である。

なお、区部下水管は、平成6年度末に100%普及率が達成したが、初期に整備した下水管は老朽化が進んでおり、法定耐用年数（50年）を超えた下水管の延長は、全体の約23%、今後20年間で約69%に増加する状況にあることから、局は、下水管の点検や調査により施設の老朽化の程度を把握し、管の補修や、機能増強等も含めた施設更新（再構築）を整備年代別の区域に分け、段階的に行っている。

このように、膨大な下水管路を計画的に点検しながら、その結果を補修などに反映させていくことにより、下水管路の損傷等の未然防止が図られている。
以上のことから、民間事業者を活用しながら、局、東京都下水道サービス株式会社が連携して実施している区部下水管路施設における安全・安心対策について重点監査事項に選定し、事業（維持管理等）が適切に行われているかについて監査する。

<参考写真>

管路内調査の様子

管路内清掃の様子

取付管の破損に起因する道路陥没

【着眼点】

- ① 業務委託に係る発注・施工・履行確認は適正に行われているか（合規性、経済性）
- ② 施設の点検調査は計画的に行われ、その結果を維持補修等に活かしているか（経済性、効率性、有効性）
- ③ 通報、苦情を踏まえ、施設の補修や清掃、臭気対策などが迅速・的確に行われているか（効率性、有効性）

(表1) 区部下水管路維持管理に係る主な契約						(表2) 区部における下水管に起因する道路陥没の状況					
項目番号	件名	内容	受託者	契約期間	契約金額(推定総金額)	年度	平成12年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	下水管路施設維持管理等業務委託	管路施設の遅延、苦情等処理対応、東京都下水道サービス株式会社 の保守点検委託などの監督補助	(政策連携団体)	令和6.4.1~ 9.3.31	15,759,150,000	件数(件)	1,500以上	335	334	378	327
2	管路内清掃工並びに放水の解消及びマンホール蓋の段差解消、道路陥没の応急処理等の緊急作業	下水管・人孔・ます・取扱管のつ	A	令和6.4.1~ 7.3.31	1,981,674,200	道路陥没件数(H12とR2からR5)	1,500	1,400	1,200	800	600
3	管きよ維持修理工事	下水管の損傷により発生した道路陥没等第三者に被害を及ぼすおそれのある場合等に行う緊急工事	A	令和6.4.1~ 7.3.31	3,932,233,800	平成12年度	335	334	378	327	0
				計	21,673,058,000	令和2年度	334	334	378	327	0

これらの契約は、本庁で特命随意契約により契約を締結しており、表1中項番2及び3の契約における、個々の作業指示（登注）、履行確認及び支払事務については、地域を所管する下水道事務所が行っている。本監査では、これら3件の契約を含めた重点監査事項に係る契約等件数381件のうち129件を抽出（抽出率33.9%）して、契約関係書類や調査報告書、工事写真等により、積算・履行・履行確認の状況などを確認した。

その結果、表1項番3の「管きよ維持修理工事」の契約において、令和5年度に完了している工事を令和6年度の工事として施行通知書を作成して支払を行う等、一部適正でない事務処理が認められたため、別項指摘事項のより改善を求めた。

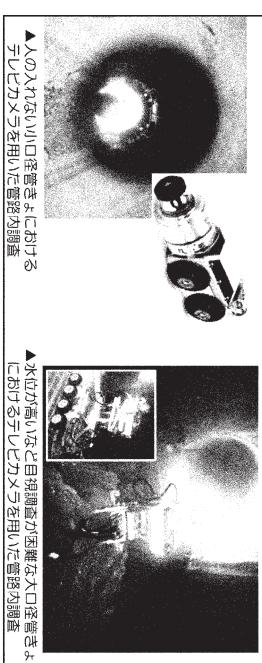
(2) 管路施設の点検調査について					
(1) 区部下水道事業の仕組みについて					
(1) 区部下水道事業の仕組みについて					
(1) 区部下水道事業の仕組みについて					

局は、管路施設に起因する事故の防止に加え、計画的な補修・改良工事に活用するため、施設の日常的な巡視とともに、定期的な点検・調査を実施することとしており、その実施頻度を表3のとおり定め、各下水道事務所は、これに基づき年度の実施計画を策定し、計画的な実施及び進捗管理を行っている。

(表3) 施設の巡視、点検及び管路内調査の頻度

対象	巡視・点検・調査の頻度	
管路施設の巡視	出張所が管理する区域を年1回以上	
管路施設の巡視	管路施設のおそれの大きい下水道 管路 (注1) 重要路線 (注2) 下に埋設された下 水道管 上記以外の下水道管 マンホールポンプ施設 雨水貯留施設	5年に1回以上 国道: 5年に1回 都道・軌道下など: 10年に1回 30年に1回 定期点検: 雨季 (6月~9月) は毎月 総合点検: 定期点検に合わせ、年1回
(注1) 下水道法施行令 (昭和34年政令第147号) 第5条の12第1項第3号に頻度が規定されている落差・段差の大きい箇所 など、多量の硫化水素が発生しそうい箇所のこと (注2) 国道、都道、軌道などのこと		
(図1) 管路内調査の状況		

（図1）管路内調査の状況
1) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号) 第5条の12 第1項第3号に頻度が規定されている差差・段差の大きい箇所など、多量の雨水が発生しやすい箇所のこと
2) 国道、都道、軌道などのこと



さらに、局では、安全で確実な維持管理を行うため、目視調査困難箇所に対応する飛行や水上走行が可能なドローンの実用化や濁度の高い下水中でも調査が可能な水中ドローンの研究等の技術開発を推進するなど、先端技術を活用した効果的手法の技術開発・導入などを進めている。

(3) 点検調査及び補修工事の実施状況について

局は、管路施設に起因する事故の防止に加え、計画的な補修・改良工事に活用するため、定期的な点検・調査を実施することとしている。各下水道事務所において実施している令和3年度から令和5年度までの管路内調査の実施実績は、表4のとおりである。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考) 令和5年度 施設概況
本管、取付管等の補修延長	45.2 km	42.5 km	41.1 km	
維持補修工事(注)	5.5 km	4.5 km	4.5 km	16,211 km
一般補修工事	39.7 km	38.0 km	36.6 km	
人孔、ますの補修箇所	14,905か所	14,598か所	13,763か所	
維持補修工事(注)	2,117か所	2,252か所	2,341か所	2,464,699か所
一般補修工事	12,732か所	12,346か所	11,422か所	

また、表4の管路内調査に係る「総合計画2021」で定めるト水道管路についての計画的な管路内調査の計画目標値に対する実施状況は、令和6年度未見込みの実績率が約8割程度となっており、令和6年度末で計画期間の8割が経過する中、局は、計画最終年である令和7年度末の実施目標の達成に向け、調査を着実に実施していることを確認した。

各下水道事務所で行う管路内調査については、目視調査やテレビカメラ調査の結果判明した、本管及び取付管の異常の程度を亀裂の長さや腐食の状況等に応じてAランクからCランクに分類した上で、下水道事務所ごとに設けた「管路内調査判定会議」を随時開催し、管埋設地の特性や事故発生の可能性などを踏まえ、補修工事による対応とするか、改良工事等による対応とするかを決定している。

このうち、補修等が必要と認められた管路施設については、各下水道事務所において、補修工事を実施している。なお、令和3年度から令和5年度までの補修工事の状況は、表5のとおりである。

(表4) 管路内調査の実施実績

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考) 令和5年度 区部管路延長
管路内調査	656.5 km	859.1 km	814.2 km	16,211 km

また、表4の管路内調査に係る「経営計画2021」で定める下水道管路について、各下水道事務所で行う管路内調査については、目視調査やテレビカメラ調査の結果を踏まえ、補修工事による対応とするか、改良工事等による対応とするかを決定している。なお、令和3年度から令和5年度までの補修工事の状況は、表5のとおりである。

4) 下水管路に起因する道路陥没の予防対策の実施状況について

4) 下水道管路に起因する道路陥没の予防対策の実施状況について
局は、「経営計画2021」において、令和3年度から令和7年度末までの計画期間中に、取付管の取替えや道路を掘らずに内部からリニューアルする更生工法などによる道路陥没予防対策を13万5,000か所で実施するとしている。令和6年度末まで計画期間の8割が経過する中、令和6年度末の実施見込みは約8割となっており、局は、計画最終年である令和7年度末の実施目標の達成に向け、道路陥没の予防対策

局は、「経営計画2021」において、令和3年度から令和7年

そこで、表1中項目1から3の契約により実施している施設の巡回・点検・調査及び点検結果に基づく施設の補修等の対応状況について見たところ、各下水道事務所は、施設点検等の計画を毎年度適切に定めており、点検結果に基づく補修等を適時実施していることを確認した。

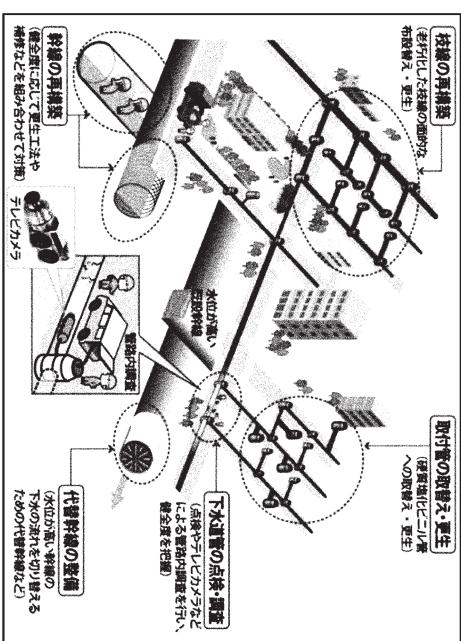
正徳年間の政治情勢とその原因

例で実施するとしている。平成10年度末に計画期間の半期が経過する中、平成10年度末の実施率込みより8割となつており、局は、計画最終年である令和7年度末の実施目標の達成に向けて、道路陥没の予防対策を実施していくことを確認した。

(5) 下水管の再構築について

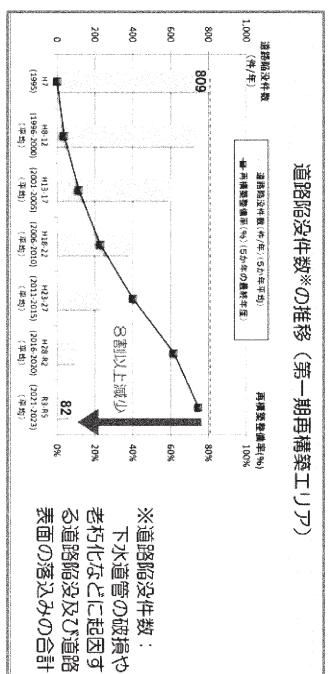
局は、図2に示すように、取付管の取替えや代替幹線の整備等により、老朽化対策とあわせて雨水排除能力の增强や耐震性の向上等を図る下水管の再構築を、整備年代の古い都心4処理区(第一期再構築エリア)の技術から優先的に進めており、第一期再構築エリアの完了目標年度である令和11年度までの目標面積16,300haに対し、再構築が完了した面積は、令和5年度末で、12,193ha、達成率は75%となっており、計画期間の約8割が超過する中、局が、残る令和6年度から令和11年度中の実施目標の達成に向け、再構築事業を実施している。

(図2) 下水管の再構築イメージ



また、これまでに再構築を推進してきた結果、図3のとおり、第一期再構築エリアの道路陥没件数は、再構築事業開始時の平成7年度と比較し8割以上減少している。

(図3) 第一期再構築エリアでの道路陥没の推移



3 苦情・通報を踏まえた施設の補修・臭気対策等について

(1) 通報、苦情の受付の体制について

下水管路施設のつまりなどの故障、臭気等の苦情や問い合わせに対する受付は、平日昼間(8時30分から17時15分まで)は、各下水道事務所及び出張所が行い、故障等の処理作業や臭気等の確認及び清掃作業・故障等処理等の出動指示及び履行確認を行っている。

平日夜間・土日・祝日の受付及び清掃作業・故障処理等の出動指示は、「下水道受付センター」で対応を速やかに行つた後、各出張所に対応を引き継ぎ、各出張所がこれらの履行確認を行っている。

各出張所の業務及び「下水道受付センター」の電話受付業務等は、表1中須番1の「下水道管路施設維持管理等業務委託」により、東京都下水道サービス株式会社に委託している。

また、故障処理作業等の業務は、表1中須番2の「管路内清掃工並びに故障等処理作業委託」により、Aに作業を委託しており、Aは、出張所等からの出動指示を受け、管きよの洗浄、消毒、陥没の坂理め等を行っている。

(2) 苦情等受付・故障等処理作業の実施状況について

各下水道事務所や出張所、下水道受付センターで受け付けた苦情等やその後の処理対応の経過は、各出張所で受付番号を管理する台帳である「故障等処理受付整理簿」及び個票である「故障等処理受付票」に記録されている。令和5年度の故障処理作業は、1,900件程度を実施しており、下水道受付センターからの通報等も含めた受付数の約2割程度である。

そこで、表1中須番1から須番3の業務委託等で実施している、通報、苦情等の受付から故障等の処理、補修工事の状況について見たところ、各下水道事務所及び出張所は、通報、苦情を受けた際には、当日、若しくは翌日には、現場確認を行い、現場確認を踏まえた施設の補修などを速やかに着手している等、通報等を踏まえた施設補修等は迅速、的確に行われていることを確認した。

[監査委員からの所見]

以上のとおり、局は、経営計画に基づく計画的な下水管路施設の点検調査や、都民からの苦情等に迅速に対応した管路施設の臭気・道路陥没対策などに、政策連携団体や民間事業者と連携しながら、適時に取り組んでいることを確認した。

一方、令和7年1月には、埼玉県内で下水管路に起因する大規模な道路陥没事故が発生しており、今後、区部公共下水管路の老朽化の割合が高まるとともに、人材の確保も厳しい状況が見込まれる中、引き続き都民に対し安定的かつ安全な下水道サービスを提供していくことが求められる。局は、安全で確実な維持管理を行うため、先端技術を活用した効果的な手法の技術開発も進めながら、予防保全を重視した下水管路の維持管理の取組を、より一層効率的かつ効果的に行っていくことが必要である。

2 指摘事項等

【指摘事項】

(重点監査事項) (支出)
(1) 管きよ維持補修工事契約について

施設管理部は、区部公共下水道管路施設について、下水道管の損傷により発生した道路陥没等、第三者に被害を及ぼすおそれのある場合など緊急に補修工事を行う必要がある場合に、各下水道事務所がこれを迅速に行うことができるよう、Aと表1の「管きよ維持補修工事契約（複数単価契約）」を特命随意契約により締結している。

各下水道事務所は、この契約に基づき必要に応じて補修工事の施行通知書をAに発出し、施工指示を行い、指示を受けたAは、所属する組合員の中から工事を施工する会社（以下「施工会社」という。）を選任し、施工会社が補修工事を行う。
指示工事の施工後、施工会社は、実施工事及び実施工事の施行通知書をAに発出し、施工指示した工事内訳書を作成し、工事写真とともに下水道事務所に提出して工事の完了を報告している。また、この提出を受けた下水道事務所は、工種や数量と工事写真等を照らし合わせ施工内容及び履行を確認し、完了検査及び支払を行っている。
そこで、この契約により実施された西部第二下水道事務所及び中部下水道事務所における表2の指示工事について見たところ、次の状況が認められた。

(表1) 契約の概要

契約件名 管きよ維持補修工事（複数単価契約）	契約期間 令和6.4.1～令和7.3.31	推定総額 3,932,233,800 (単位：円)
---------------------------	--------------------------	---------------------------------

(表2) 指示工事の概要

指示工事番号 1	所管下水道 事務所 練馬1号	工事内容 路面本復旧	金額 2,834,645	工事実施日 R6.3.9～13	指示日 R6.4.1	履行期限 R6.4.15
2	港11号 中部下水道 事務所	路面本復旧	126,376	R6.3.25～28	R6.4.16	R6.4.30
3	港39号 中部下水道 事務所	人孔上部 補修	496,145	R6.7.8、10	R6.7.8	R6.7.22

ア 他企業が行う路面本復旧工事に伴う路面復旧負担金について他企業への支払を適切に行うべきもの

局が行う下水道管路補修等で路面の掘削を伴う工事に近接し、周辺でガス工事施工会社等の他企業も路面の掘削を伴う工事をした場合に、道路管理者やこれら他企業との協議により、下水道管路補修工事箇所の路面は仮復旧として、これを含めて他企業がまとめて路面の本復旧工事を行うことがある。

こうした場合、局は、他企業に対して本復旧に伴う路面復旧工事負担金（以下「負担金」という。）を支払うこととなるが、ガス供給管新設工事との競合に関してのみ、局は、B及びガス工事施工会社6者と「競合工事に伴う道路復旧の負担方法等に関する協定書」を締結し、局が直接、ガス会社等に負担金を支払っている。

ところで、表2項目1の西部第二下水道事務所の工事では競合するガス開通工事を行った他の企業が、表2項目2の中部下水道事務所の工事では競合する建築関連工事を行った他企業が、下水道管路補修工事の箇所を含め、本復旧工事を行うこととなつた。

この場合、局は、ガス供給管新設工事との競合の場合と同様、他企業と協定等を締結し、この協定等に基づき、他企業が実施した本復旧に係る負担金を支払う方法を準用すべきであった。ところが、西部第二下水道事務所及び中部下水道事務所（以下「両所」という。）は、図1のとおり、施工会社に他企業への負担金を支払わせることとし、Aに本復旧の施工指示を行い、他企業が実施した工事について、施工会社が本復旧工事を実施したかのような書類を作成させ、施工会社が本復旧工事を実施したものとして履行確認し、工事代金を支払っている。

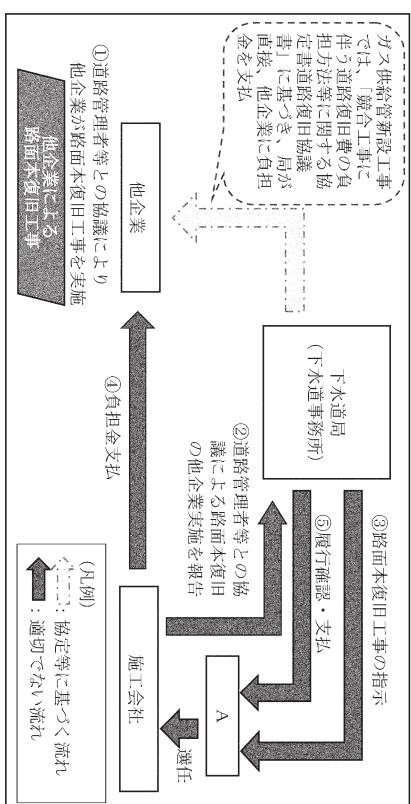
具体的には、局が負担する負担金は、他企業が局負担分として算出した金額であるところ、両所は、負担金相当額となるよう、工種単価と事実と異なる数量を組み合わせた工事内訳書を施工会社に作成させている。

このように、本復旧を実施した他企業に負担金を支払うことを目的に、Aに対し事実と異なる数量に基づく本復旧の施工指示を行うことは、適切でない。

局は、他企業が本復旧工事を行った場合の負担金の他企業への支払について、ガス供給管新設工事の場合と同様に協定等による支払を検討するなど適切なルール作りをし、他企業への負担金支払を適切に行われるたい。

（下水道局）

(図1) 路面本復旧工事の関係図



イ 施工前に工事依頼を行うとともに、適切な所属年度により工事代金を支払うべきもの

表2項番1及び項番2の工事はいずれも、表2のとおり、工事の施工後に施行通知書を作成し、施工を指示していることが認められた。また、令和5年度に工事が完了しているにもかかわらず、令和6年度の管きよ維持補修工事として、施行通知書により施工を指示し代金を支払っていることが認められた。

しかしながら両所は、施工前に協定や契約により施工を依頼すべきであり、既に施工が完了した工事について、事後に施工を依頼していることは、適切でない。また、令和5年度に完了した工事について、令和6年度予算から代金を支払っていることも、適切でない。

両所は、施工前に工事依頼を行うとともに、適切な所属年度により工事代金を支払われた。

(下水道局)

ウ 道路使用許可手続及び交通誘導警備員の配置を適正に行うよう指導すべきもの

表2項番3の工事は、豪雨により人孔周囲の隆起が見られたことから、人孔の緊急補修を行った工事である。

この工事は、令和6年7月8日に施行通知書により施工指示がなされ、同日星間に補修工事が実施されている。この際、横断歩道の白線の一部を復旧するに当たり、この日は仮の貼付式白線の施工となつたため、翌々日の7月10日に改めて溶融式の白線を施工している。

ところで、道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第1項及び第78条第1項では、道路上において、工事又は作業をしようとする者は、当該行為に係る場所を管轄し交

通の管理を行う警察署長(以下「河幹警察署長」という。)へ、工事等を行う場所や期間、方法等を申請し、道路使用の許可を受けなければならないとしている。

このため、仕様書には「維持補修工事を行う場合、所轄警察署から「道路使用許可証」を取得し、その条件を遵守する」とあるにもかかわらず、この7月10日の工事について、道路使用許可証を取得していない状況となっていた。

また、仕様書では、「受注者は、平成30年度東京都公安委員会告示第130号で指定された区間で業務を行う場合は、有資格者(注)を適切に配置することとされており、施工場所は、一般国道15号(第一京浜)の泉岳寺そばであることからこの区間に該当する。しかしながら、有資格者の交通誘導警備員の配置について確認したところ、監査日(令和7年1月14日)現在、中部下水道事務所が改めて施工会社に問い合わせた結果、1日目の7月8日の工事では有資格者の交通誘導警備員を配置していたものの、2日目である7月10日の施工に伴う通行の安全については、作業帯を設けて工事作業員が誘導を行い、通行の安全を確保していたということであったが、有資格者の交通誘導警備員を配置していなかった。両所は、道路使用許可手続及び交通誘導警備員の配置を適正に行うよう受注者を指導された。

（下水道局）

（注）告示で指定された路線で交通誘導警備業務を行う場合は、交通誘導警備業務を行う場所ごとに交通誘導警備業務1級又は2級の検定合格警備員を1名以上配置しなければならないこととなっている。

1 重点監査事項 「グローバル人材の育成について」

【選定理由】

府は、グローバル人材育成に向けた取組を推進していくためのガイドラインとして令和4年3月に「東京グローバル人材育成指針」（以下「指針」という。）を定めている。指針においては、東京都におけるグローバル人材育成に係る取組を「4つのTARGET」で体系化し、示している。また、TARGET1（主体性・英語力を基盤としながら、TARGET2（創造的・論理的思考力）、TARGET3（自己の確立）、TARGET4（多文化共生））を連携させた教育を推進している。

指針に基づき、グローバル人材育成に向けた先進的な取組を推進する都立高等学校及び都立中等教育学校（以下「都立高校等」という。）を20校指定（「Global Education Network-20」）。以下「GE-NET 20」という。）している。GE-NET 20を各校の特色を生かした3つのグループに分け、各校において、TARGET1を基盤としながら、TARGET2～4の取組を推進し、SDGs等のグローバルな社会課題に関する外国語科と他教科の教科横断的な取組の研究や、近隣の学校や地域の教育機関等との外国語や国際理解に関する協働的な活動の実施などの先進的な取組を行っている。また、府は、生徒対象の授業でのオンライン英会話や外部検定試験受験支援を行い、各校における取組の一層の推進を図っている。

また、TARGET1の取組を中心として、生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、英語教育を推進する都立高校等を30校指定（「英語教育研究推進校」）。以下「推進校」という。）し、ディベートやディスカッション等による英語4技能（「聞く」「読む」「話す」「書く」）の言語活動の充実や、外部検定試験による生徒の4技能別英語力把握に基づく授業改善等に取り組んでいる。グローバル人材育成の推進に向けたこれらの指定校に係る取組が確実に行われているかについて、確認する必要がある。

以上のことから、グローバル人材の育成事業について重点監査事項に選定し、主にその基盤となる主体的に学び続ける態度と総合的な英語力の育成の取組について注目しながら、都立高校等を対象として、事業が適切に行われているかについて監査する。

【着眼点】

- ① 生徒のオンライン英会話に係る契約は適切に行われ、学校が活用できているか（合規性、有効性）
- ② 外部検定試験による生徒の英語力調査は計画どおりに行われ、生徒の英語力に応じた授業改善等に生かされているか（有効性）
- ③ グローバル人材育成に向けた各校の特色を生かした取組が確実に行われているか（有効性）

【結果の概要】

1 グローバル人材育成について

(1) 東京グローバル人材育成指針

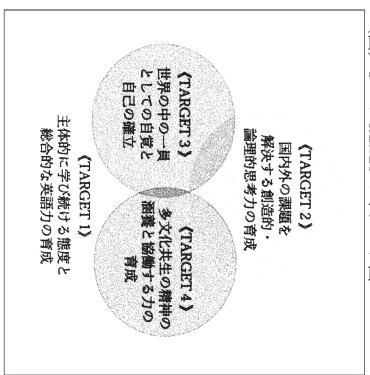
府は、平成 29 年度にこれからグローバル人材育成に向けた学校教育のあり方を明示する「東京グローバル人材育成計画・20 (Tokyo Global STAGE '20)」を策定し、ネイティヴスピーカーの活用による授業改善や実践的な発話の体験、日本や東京の文化・歴史等を英語で発信できる力の育成、海外留学への支援などの施策に取り組んだ。

また、令和 4 年 3 月に、それまでの英語学習の環境整備や国際交流の機会の充実等を踏まえ、それぞれの学校がグローバル人材育成の視点に立つ

で目標を設定することも、これまでに学校教育で行ってきた様々な実践を有機的に結び付け、学

校教育全体でグローバル人材育成を推進していくこととし、都立高等学校、都立中等教育学校、都立中学校、都立小学校及び都立特別支援学校（以下「都立学校」という。）だけでなく、都内公立小・中学校にも向けたガイドラインとして指針を定めた。

指針では、図のとおり、育成すべき生徒の資質・能力を 4 つの TARGET にまとめ、それぞれの TARGET に関連する具体的な行動例を示す「行動指標の例」を示した。



（出典：「東京グローバル人材育成指針」（令和4年3月））

(2) グローバル人材の育成に関わる学習環境の整備

① グローバル人材の育成に資する学習機会の提供

府は、英語力の向上等のグローバル人材育成を図る基礎的な取組として、以下のような事業を実施し、都立高校等において活用している。

TARGET1

- JET プログラムによるネイティヴ人材を全都立高校等に配置
- TOKYO GLOBAL GATEWAY の運営や島しょ地域への VR プログラムの提供（都立高校等を含む都内の学校が対象）など

- 都立高校等の生徒を海外に派遣し、世界的な課題に関する同年代との議論や視察等を通じて、広い視野や創造的・論理的思考力を獲得する研修等の様々な交流プログラム など

TARGET3

- 海外からの留学生を都立高校等で受け入れ、交流活動を通じて多様な考え方方に触れ、自分自身や自國について理解を深める機会を提供 など

TARGET4

- 多様な人々との交流を通じて、多文化共生の精神等を育む国際交流を推進するための「国際交流コンシェルジュ」による支援（都立高校等を含む都内公立学校が対象）など
- そして、これらに加え、更なるグローバル人材育成を図る取組として、都立高校等を対象に、後述する GE-NET 20 と推進校に重点化して次の事業を実施している。

- 授業におけるオンライン英会話事業の推進
- 外部検査を活用した英語授業の改善 (GE-NET 20 と推進校を含む 100 校が対象)
- グローバル人材育成に向けた各校の特色を生かした取組支援 (GE-NET 20 が対象)

② オンライン授業に必要な通信環境の整備

府は、令和元年度より、「TOKYO スマート・スクール・プロジェクト」に基づいた教育のデジタル化を進めている。府は、自宅学習を含む教育の場で利用するため、生徒に一人一台のスマート・スクール端末を用意することを求め、保護者への購入費用支援や、通常の授業における活用に必要な程度の通信回線の確保を、全都立高校等で行っている。

これに加え、授業におけるオンライン英会話事業に取り組む GE-NET 20 及び推進校に対しては、1 クラスの生徒が一斉に海外の講師と一对一のオンラインレッスンを行うという取組の性質上、統一的な操作環境や安定した通信環境を必要とするため、各校にこの事業専用の 45 台のタブレット端末（以下「端末」という。）と通信回線を整備している。

(3) GE-NET 20 に対する取組

府は、平成 27 年度に「東京グローバル 10」として、指定した 10 校の先進的な取組を支援する事業を開始した。令和 4 年度には、これを GE-NET 20 として更に発展させ、令和 6 年度までを指定期間として、全都立高校等 191 校の中から、表 1 のとおり、各校の特色によって、指針の 4 つの TARGET のうち 3 つに相当するグループに分けて 20 校を指定した。各校は、TARGET1 の「主体的に学び続ける態度と総合的な英語力の育成」を基盤とし、TARGET2~4 の取組を行なながら、指定グループの TARGET に応じた取組を重点的に実施している。

また、府は、各校が独自に行う外部講師による講演、生徒の語学力の養成や世界の中での自己の確立に資する海外研修、スピーチコンテスト等への参加など、各校の特色を生かしたグローバル人材育成の取組が実現できるよう、GE-NET 20 に対して予算措置を行っている。

(表1) GE-NET 20の指定校

指定都立高校等 20校 (下線が監査対象校 6校)	TARGETと取組の例
(学問・探究グループ 10校) 日比谷・白鷗・渋川・富士・西・巨山・ 大泉・八王子・武藏野北各高等学校、商 多摩中等教育学校	TARGET2 : 国内外の課題を解決する創造的・論理的思考力の育成 ・ SDGs 等のグローバルな社会課題について外国語科と他教科の教科横断的な取組の研究 他
(実地 理解グループ 7校) 三田・国際・飛鳥・小平各高等学校、小石川・三鷹・立川国際各中等教育学校	(対話 理解グループ 7校) TARGET3 : 世界の中の一員としての自覚と自己の確立 ・ 海外連携校の生徒との意見交換等、多様な価値観や考え方を受け入れ、自らの考えを広げ深める機会の創出 他
大田桜台・千早・町田工科各高等学校	TARGET4 : 多文化共生の精神の醸成と協働する力の育成 ・ 海外の学校や機関等との連携による専門学科(農業・工業・商業等)の学習内容に関する協働的な活動 他

(4) 推進校に対する取組

府は、平成28年度に英語教育推進校として40校を指定して支援する事業を開始した。令和4年度には、これを英語教育研究推進校と名称変更し、令和6年度までを指定期間として、全都立高校等191校の中から、表2のとおり30校を指定している。推進校は、生徒が外国語を用いて主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度の養成や、英語4技能の総合的な言語活動を充実させる取組を行っている。

(表2) 推進校の指定校

指定都立高校等 30校 (下線が監査対象校 3校)
江北・青山・竹早・上野・両国・城東・小松川・小岩・杉並・調布北・狛江・小山台・田園調布・駒場・目黒・新宿・町田・成瀬・松が谷・日野台・羽翔・立川・昭和・国立・小金井北・保谷・多摩科学技術・富生・国分寺各高等学校、桜修館中等教育学校

(2) 事業の実施状況

オンライン英会話事業について、各校の特色や生徒の英語力に合わせた効果的な活用が図られているか、各校のカリキュラムに沿って柔軟なレッスンの提供が行われているなどを、各校が作成した実施計画書及び実施報告書、担当教員への聞き取りなどにより確認したところ、次のような取組が行われていた。

(学校におけるオンライン英会話)

- 生徒一人一人の英語力に合わせられるよう、受託事業者が作成した複数のレベルのテキストが提供されているほか、学校が作成したテキストを使用するなどの各校の指導計画に合わせた対応を行っている。
- 同日同時刻に5クラス分の重複があった場合にも対応できるよう、必要な人数のネイティフスピーカーを受託事業者に確保させている。
- 一連のレッスンの初回と最終回に生徒一人一人に対してアセスメントテストを行い、事業効果の計測や日常的な指導に役立てるためのフィードバックを各校に対して行っている。

(住宅によるオンライン英会話)

生徒がシステムからレッツソンの空き状況を確認し、予約登録することができるなど、住宅によるオンライン英会話において生徒の積極的な受講を支援する体制を構築している。

(各校における特色ある取組例)

- 生徒全員が自ら設定した課題について研究し、3年生は研究成果の英語によるポスター発表と口頭発表の取組を行っている学校において、発表や質疑応答の練習を行い、評価やアドバイス・講評などを得る場としてオンライン英会話を活用している。(富士高等学校)

オンライン英会話事業は、生徒が海外のネイティフスピーカーと一緒に英語により会話し、4技能のうちに「聞く」「話す」技能と、主体的なコミュニケーション能力を実践的に身につけるものである。これを学校の授業において行う「学校におけるオンライン英会話」、自宅学習として行う「在

宅によるオンライン英会話」及びこれらのための端末や通信環境の整備、ヘルプデスクによるサポートなどを対象校とその生徒に提供する委託契約を、総合評価方式により締結している。

令和6年度における、都立高校等に対するオンライン英会話のレッスン提供回数は表3のとおりであり、GE-NET 20 及び推進校において重点的に実施している。

(表3) オンライン英会話レッスンの学校種別提供回数(年間、生徒1人当たり平均)

学校種別	学校におけるオンライン英会話	住宅によるオンライン英会話 (注)
GE-NET 20	20回	10回
推進校	10回	5回
その他の都立高校等	—	5回

(注) GE-NET 20 及び推進校においては、希望する学校での実施